

平成26年1月8日（水）
（お知らせ）

宅地除染における井戸の破損及び集積した草木の井戸内への落下について（川俣町山木屋）

川俣町山木屋地区で実施している除染工事において、宅地の井戸の破損と集積した草木の井戸内への落下を引き起こしました。これを受け、井戸の所有者に対しての経過説明とお詫びを行い、補修や清掃等を実施することとしました。なお、今回の事態を受けて、環境省は発注者として施工業者に再発防止の徹底を指示して参ります。

1. 経過

発生から現在までの経過については以下の通りです。

- ① 平成25年12月10日
 - ・除染で生じた草木を大型土のう袋に詰め込む際、バックホウにより井戸のふたを破損し、草木の一部が井戸内に落下した。
 - ※施工業者は後日対応することを考え、井戸所有者へ連絡しなかった。
- ② 平成25年12月26日
 - ・井戸所有者が井戸の破損などを発見し、環境省へ通報した。
 - ・施工業者が井戸所有者へお詫びと今後の対応を相談した。
 - ・環境省が施工業者へ井戸の補修や清掃等を指示した。
- ③ 平成26年1月8日
 - ・現地において、環境省と施工業者が井戸所有者へ今回の経過説明、お詫び及び補修・清掃等の対応について説明した。

2. 今後の対応

今後は、井戸の補修や清掃等を速やかに実施して参ります。

また、今回の事態を踏まえ、現場の状況を確認しながら十分注意した施工を行い、再発防止の徹底を図るよう施工業者を指導して参ります。なお、万が一同様の事態を招いた場合には、速やかに所有者へ連絡するとともに、復旧の対応を行うよう施工業者を指導して参ります。

<問合せ先>

福島環境再生事務所

電話：024-573-7489

放射能汚染対策課長：加藤 聖

室長：水原 健介

担当：栗田 外美